

經濟論叢

第120卷 第3・4号

植民地幣制の起点 <i>the Treasury Minute of 1825,</i> について(上)	本 山 美 彦	1
国有鉄道における資本組入会計の再生産	醍 醐 聰	22
TVA—草の根民主主義の現実	佐々木 雅 幸	41
世界恐慌下に於ける中国幣制改革	伊豫谷 登士翁	66
19世紀末のシチリアの土地所有構造	丸 山 優	88

昭和52年 9・10 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

植民地幣制の起点 *the Treasury Minute of 1825*, について (上)

——世界市場創設期におけるアジアの為替と信用——

本 山 美 彦

も く じ

- I 過程の産物と過程そのもの
- II 植民地の貨幣不足
- III 補助貨導入の試み……以上(上)
- IV *the Treasury Minute of 1825*
- V 植民地におけるシリング銀貨の運命
- VI ロンドン宛スターリング手形の支配力……以上(中)
- VII 政府紙幣回収の方針
- VIII *Treasury* の紙幣観……以上(下)

I 過程の産物と過程そのもの

言うまでもなく、歴史過程の産物を分析し、叙述することと、その産物が生成する過程そのものを叙述することとの間には理論的次元に質的な差異が存在しており、前者の叙述でもって後者のそれに代位させるわけには行かない。ところが、現実の歴史的過程の中に1つの飛石的な規範となる局面を設定するところから分析を出発させねばならないという歴史学の規範学的側面に由来するのか、飛石と飛石との間の省略された部分がともすれば対象化ないしは充填されずに、そのまま放置されてしまいがちになる。とくに、アジア経済史を分析するさいに陥るもっとも基本的な陥穽はこの種の過程の産物と過程そのものとの同一視、ないしは後者の前者への解消という弊にあると思われる。たとえば、完成されたイギリス資本主義の高みから、イギリス資本によるアジア経済の包摂の論理を叙述しようとするときに、イギリス資本の主観的願望の叙述でそれ

に代位させてしまうとか、あるいは逆に、アジア経済の中における資本制の要素の発生をイギリス資本主義の生成史と同次元の分析視角から論じる、とかの弊がそれにあたるだろう。

確かにヨーロッパ資本のアジア支配がもたらした果実は、資本制的ヨーロッパの世界化に大きく寄与したし、その資本に巨大な活動領域をも保証した。しかし、ヨーロッパの資本主義はそれほど深くアジア経済の内部に浸透しえたわけではないし、いわんや、自己の姿に似せて資本制的な関係の移植に成功したわけでもない、というのが史的現実である。したがって、明らかにされるべき過程そのものとは、この種の間隙に総体としての資本がどう対処したのか、すなわち、アジア経済の表皮にしか吸着しえなかったヨーロッパ資本は、自己の循環を完結させるべく自らをどのように変容させたのか、そもそもヨーロッパ資本と外部的に接触しなければならなかったアジア経済の表皮で生じた作用・反作用とは何だったのか、といった問題である。過程の一応の終着点の高みからアジア経済を見おろすばかりで、東西交渉史の中に支配—従属構造しか見出そうとしない視角によってはこの問題を捉えきることはできないであろう。つまり、世界市場の創出を論理化しようとするときに採られねばならない必須の手続きは、この過程そのものの論理をどう世界市場論の中で処理するのかを明示するところにある、というのがわれわれの主張である。

われわれが前稿（拙稿「世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—方法の問題—」『甲南経済学論集』第17巻第1号、昭和51年9月）において、ロンドン金融市場の世界的連鎖の完成という高みの論理と、具体的には、イギリス資本による銀処理をめぐる過程の論理とは峻別されるべきだという形で問題を提起したのは、先進資本主義国の資本が自己の外部にある種々の要素を自己の循環に還元する論理と、外部の要素それ自体の進展の論理との間には、資本の主観的意図にもかかわらず基本的な差異が依然として存在している、といった次元の問題を例証するためであった。アジア経済のヨーロッパ資本による包摂は、資本の主観的意図にもかかわらず決してスムーズに進行したわけではない、という史実の

中に、われわれは問題の所在を見るのである¹⁾。

上記の問題意識を、イギリスによる従属地域の幣制改革史に流れる論理の分析によって具体化しようというのが当面のわれわれの目的であるが、この部門の研究者のほとんどが達着したであろう困難性にわれわれもまたぶつかってしまう。20世紀に入ってもなお完全に払拭しきれたとは言えない混乱と錯綜のるつぽにある貨幣状況が、初期局面に溯れば溯るほどその度を増すばかりであり、その煩雑さの中には何らの論理的斉合性など存在していないのではないかと、という疑念がそれである。本稿が主として依拠している Chalmers の著書ひとつをとっても、煩雑な各植民地の貨幣状況を年代毎に丹念に忠実に記述したものであっても、それ以上の何ごとかを論理化しようとしたものではない。もちろん、Chalmers の著書は基礎的データを豊富に提供してくれ、初期幣制史

1) 世界的視野から各国経済史を分析する、という歴史学の今日の共通意識の所産から、金融の国際的連関の中に宗主国と植民地との支配—従属構造を読みとろうとする成果が近年比較的多く身受けられるようになった。たとえば、関口尚志「低開発 (= 植民地) 型金融構造の基本性格」(大塚久雄編『後進資本主義の展開過程』、アジア経済研究所、昭和48年、第8章)は、輸出経済という従属的な構造を永續化させるメカニズムとして金融的支配の特質を比較金融史的に検討したものであるし、浅田喬二「日本植民地研究の課題と方法」(『歴史評論』No. 308, 1975年12月)も「日本帝国主義が、その成立・展開の全過程を通じて植民地を不可決の構造的な一環としていた」ことを論証すべく、支配の三本柱(土地、鉄道、金融)の1つに金融の支配を挙げて、「植民地に設立された中央銀行は、植民地に流通している旧貨幣を強権的に回収し、帝国主義国の貨幣を流通させるために幣制改革を実施する。この幣制統一事業の必要性は、植民地の貨幣制度が帝国主義国のそれと異なると、帝国主義国と植民地との貨幣的結合が成立せず、帝国主義の植民地金融支配が不能となるからである。こうした幣制統一事業によって、帝国主義は植民地を自己の貨幣流通圏に包摂する」(同論文、67-8ページ)というように、支配—従属の論理を抽出しようとしたものである。このような問題の抽出は、植民地研究のこれまで過度に政治的過程に傾斜していた分析を経済の論理に置き直す試みとして高く評価されるべきものではある。しかし、両者ともに宗主国の支配欲がそのまま植民地で貫徹したのとして、植民地金融の偏倚性を強調するだけで、問題の分析を終えてしまっている。そもそも本国の要請通りに従属地域が編成替えできるのなら、幣制改革など簡単にできたはずであり、イギリスですら完全な意味において従属地を自己の通貨圏に編入するのに100年近くもかかったという史実のもつ意味は抹殺されることになってしまう。支配したいという宗主国の主観的意図と、事態の真の進行とは同じ次元の問題ではない。思惑通りに事態は進行しなかったという局面を理解することこそが、資本の世界化自体を規定する資本の吸着部面の論理を浮き彫りにする手続きである。この点の理解を放棄したままで、宗主国—アジア関係史についての実証研究を集積してみても、それはただ支配—従属の具体例を数多く発掘した、というだけのことに終わってしまうしかない。世界市場の論理は、宗主国の主観的意図の叙述で代位されるものではない点が特に強調されるべきである。

の研究のいまなお最高峰に位置する貴重な業績であるが、Chalmers 自身認めているように植民地貨幣史のもつ混乱の様相のゆえに流れがもっているかもしれない論理の抽出は意図的に除外されてしまっている。

このように表現すると、対象そのものが成熟していない段階での論理化はそもそも不可能である、との誘いを免れないかもしれない。しかし、成熟していたはずのイギリスの資本主義が自己の外部にある非資本制の世界を包摂しようとするところに存在する両者の交渉史は、後者が資本制的に成熟しないかぎり対象化できないとすれば、われわれは現実の世界市場創出のモメントをどこに求めればいいのか。人類史の不均衡としてビルト・インされている世界市場をわれわれが直視するとき、不均衡の最底辺にあえぐ後進的諸民族の近代化が実現するまで世界市場の論理化を延期せねばならないとしたら、あるいはまた、全ての諸民族が近代化を達成したという理論的想定のもとでしか世界市場論を構築できないものであるとしたら、社会科学における世界市場論とは一体何なのだろうか。そうすることは、他方において、事実としてある経済的支配一従属構造を取り去りさえすれば、今日の後進的諸民族が近代化の道を着実に歩むことができるとの楽観的想定で問題への接近を終えることを意味しているのである。問題をこのように大袈裟に広げる必要はないものの、成熟した資本が成熟していない地域に吸着することから生じるインパクトとレスポンスを通してしか世界市場は形成されなかったのであり、自生的資本主義の展開の論理とは次元を異にした形で資本の吸着部面上に働くこの作用・反作用の力学についての一般的論理化は可能なはずである、というのがわれわれの主張である。とは言え、錯綜した事実のみの余りにも多くの集積がその一般化を至難なものにしている。が、糸口を見出す作業だけはおこなっておかねばならないだろう。われわれが、イギリスとその従属国との間の金融的連鎖を重視するのは、それがイギリス資本に対して現地経済への吸着を保証する基本的枠組みを設定したからである。しかし、一口に金融の連鎖と言っても、イギリスに従属しつつ、同時にインドにも従属しなければならなかったセイロンのような弱小

植民地のそれと、従属という形態に差異はないものの、人口稠密であり、すでに独自の大経済圏をつくりあげていたインド本土のそれとは区別して考察される必要がある。まずわれわれはセイロンの植民地の分析からはじめることにする。

資本が資本として存立する条件は、自己の剰余価値がすでに存在していることにあるのは言うまでもない。資本はこの条件を充すべく、1つには他の地域に補完的交換地点を設定して自己に対応する生産様式の普及に努めるとともに(絶対的剰余価値の側面)、2つには全地球の探索や自国の消費圏の深化といった新しい使用価値の発見に努める(相対的剰余価値の側面)。この資本の志向をマルクスは、「世界市場を創造しようとする傾向は、直接に資本自体の概念のうちにあたえられている」(マルクス、高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』第2分冊、338ページ)という章句で表現しているのであるが、他方でマルクスがこの交換を媒介すべき貨幣の存在をも世界市場で前提していたことをわれわれは重視したい。「貨幣に転化されねばならない追加諸商品が、必要な貨幣量を見出すのは、他方で、諸商品に転化されねばならない追加の金(および銀)が、交換によってではなく、生産そのものによって、流通に投げられるからである」し、「16世紀以来の貴金属供給の増加は、資本主義的生産の発展史における、本質的な一要因をなすのである」(マルクス、向坂逸郎訳『資本論』第2巻、岩波書店、406ページ)。

しかし、問題はここから始まる。「資本の偉大な文明化作用」といい、「外国貿易の文明化作用」といっても、これはあくまで資本にとっての必要性、主観的願望であるにすぎず、その必要性を充す条件が整備されたわけではない。そもそも、世界市場に存在している剰余価値と貨幣の既存量のみをもってしては、窒息させることなく本国の資本制的生産に軌道を歩ませるには力不足であるうえに、レッセ・フェール的資本の文明化作用では、資本主義の前提としての世界市場の発展のテンポは資本そのものが要求するテンポよりはるかに遅くなるであろう。この間隙を放置するかぎり、世界市場は資本主義の前提として

の機能を失うのである²⁾。

この間隙を埋めるべく資本は自らの手で世界市場において生産を組織し、さらに生産の組織化の規模と交易の規模に見合う貨幣をその部に注入しなければならなくなる。もしこの種の措置を欠いたままで高度に資本主義の論理と要請とを体現した資本が商品経済の未発達な社会の中に進入することは、主観的意図と実態との余りにも大きな格差からくる深刻な困難に資本が直面することを意味している。生産を組織化しようとしても自由な賃金労働者の不足が、そして貨幣の欠乏が、資本の前に立ちはだかるからである。マルクスが、農奴解放以後のロシアの土地所有者の苦情として紹介している事例は、より深刻な度合いで近世の植民地にも適用できる性質のものであろう。マルクスによれば、「ロシアの農村労働者は、村落共同体の土地共有のために、まだ完全には自分の生産手段から分離されておらず、したがって、まだ言葉の充分な意味で、〈自由な賃金労働者〉ではない」ことから、ロシアの土地所有者は、「たとえ貨幣をもっていても、買える労働力を随意的の時期に、充分な量を見出すことはできない」という苦情を言い、「貨幣資本の欠乏について。たとえばこういうことが言われる。収穫物を売る前に、比較的大きい規模で賃金労働者に支払わねばならないのに、その第一条件が、現金が足りないのだ、と。生産を資本家的に経営するためには、貨幣形態における資本が、まさに労働賃金の支払いのために、たえず手許になければならない」(『資本論』第2巻、同上書、39—40ページ)。この後者の困難性については、マルクスは諧謔的な表現で楽観的な見通ししか述べていないのだが³⁾、季節が到来するまで植民地のプランターや貿易商人、そ

2) 自由貿易思想の全盛時代にウェイクフィールドの組織的植民論がオーストラリア、ニュージーランド、そしてカナダで実施に移されたことの意味をわれわれは重視したい。「もしも、イギリス製造品を廉価な穀物で買おうとする人間が世界に大勢いないならば、穀物の自由貿易はイギリス人にはほとんど役に立たぬであろう」(ウェイクフィールド、中野正訳『イギリスとアメリカ—資本主義と近世植民地—』第3分冊、日本評論社、昭和22年、35—6ページ)。「イギリス人は極めて廉価な綿製品や羊毛製品、そして金物類を生産することができるが、しかし、これら廉価な品物と廉価な穀物とを交易しうる市場がなければ、これらのものをさらに多く生産することは、彼らに何の役に立つであろうか」(同上書、第2分冊、63ページ)。

3) 「この点については、土地所有者たちは安心していてよい。季節がくればバラも咲く。そして、産業資本家は自分の貨幣だけではなく、他人の貨幣も動かすことができるのである」(同上書、39ページ)。

してまた本国資本は座して待つわけには行かなかったのである。他人の貨幣を動かすことはおろか、自分の貨幣ですら思うように調達できなかった彼らは、あらゆる手段を弄して貨幣を求めて狂奔したが、結局は世界性をもつと言っても、国民経済のチャネルを通じてしか自己を展開できない資本の一般的特性から、母国の援助を執拗に要請するようになる。母国の本格的な対応は1825年から始まるが、この期を画期として宗主国資本が従属地域経済と接触する面の独自の論理は形成されることになった。

資本制的生産が十分な規模で展開されるためには、(1)その生産物がすべて商品として生産されるために、貨幣蛹化を経ねばならないこと、(2)商品資本の価値量がいかに速度で増大するために、たえず膨脹する可変資本が、たえず貨幣資本に転化されねばならないこと、(3)したがって、生産の拡大には新たな貨幣資本の形成が伴い、その退蔵貨幣形態の材料もそこになければならないこと、といった諸条件が整備されていることを必須の要件としている。まさに資本制的生産とは、「前提される唯一のことは、国内に存在する貨幣量が（流通速度などは変わらないものとして）、能動的流通のためにも予備退蔵貨幣のためにも、充分であるということ」（『資本論』第2巻、同上書、604ページ）を内容としているし、「今日の規模における資本主義生産が、信用制度なしに……可能であろうか、……信用制度がなければ、むしろ資本主義的生産は、貴金属生産の範囲によって、限界を与えられたであろう」（同上書、409ページ）と表現されるように、充分な通貨量が国内に存するばあいのみ初めて、より大きな範囲と深さでもって発展しうるものなのである（同上書、406ページ、参照）。複本位制の混乱を金本位制への一元化によって終息させる一方で、信用による鑄貨のできるかぎりの代位を行なうという資本主義的金融システムの生成史は、そのまま資本のもつ上記の制約の現実的克服の過程のことに他ならなかった。

II 植民地の貨幣不足

資本制的生産の基礎にある制約がこのようなものであるのなら、その基礎を

欠く非資本制的な社会が外部から資本制的に利用されようとするとき、現地経済の貨幣不足という制約は、資本の世界市場における活動にとっての決定的限界となって浮かび上ることはもはや明白であるだろう。

しかし、宗主国資本の手により、外部から植民地の貨幣不足と混乱とを終息させることは、宗主国の内部で展開した終息の過程をそのまま植民地で再現させることではないし、またそのようなことはありえぬことである。これは、宗主国で生じた自然的進化の結果を待つだけの時間的余裕を、「剰余価値の創出」という強烈な意図で貫かれた資本が持ちえなかったからであるとともに⁴⁾、未だ「十分な鑄貨量」の制約から宗主国自体が自由になっていなかったからでもある。

この点の確認はとくに重要な意味をもってくる。すなわち、17,8世紀を通じてイギリス本国は自国鑄貨の植民地への導入を頑なに拒否してきたが(H. A. Shannon, "Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard", *IMF Staff Papers*, Vol. I, No. 3, April 1951, p. 335), これは本国政府がこの年まで貨幣混乱の渦中にあったために、植民地の貨幣不足を熟知しながらも貨幣を供給する余力がなかったということ以外の何ものでもない。1825年には、しかし、本位貨ではなく補助貨が供給されたにすぎず、本位貨を供給するようになったのはオーストラリアの新金鉱の発見以後であった。そしてまたこれも長続きせず、他のヨーロッパ諸国の金本位制への移行の雪崩れ現象とその帰結である銀過剰という事態を迎えると、植民地の通貨の供給は、ソヴリン金貨ではなく金為替に切り換えられた、という経緯はこの間の事情を雄弁に物語るものである。

資本制的生産の母国ですら、資本主義が軌道に乗るまでの貨幣制度の歴史は、「金と銀との価値比率の法定と両者の現実の価値変動との間の衝突から生ずる混乱」(マルクス、向坂逸郎訳『経済学批判』、新潮社、98ページ)のそれであった

4) 「植民地貨幣制度は、他の諸種の植民地制度と同じく、徐々たる自然的進化の結果に待つことなく、比較的急激にその変革を成就せしめられる。先ず植民者はその取引に必要な数量の通貨を供給せられねばならない」(『矢内原忠雄全集』第1巻、岩波書店、386ページ)。

が、流通の速さと持続性に応じて銀鑄貨が次第に観念化して、単なる仮装体になったという事態を迎えてはじめて幣制は安定したという論理をいま一度想起しておくべきだろう。1816年のリヴァプール卿 (Liverpool) の決定は銀鑄貨に支払制限を設けてこの事態を法制的に確定したものであった (the Coinage Act of 1816) が、マルクスはこの経緯に流れる論理を次のように的確に表現している。「そこで再び銀徴票や銅徴票がその鑄貨性質を失う金属分喪失の限界線をひくということになれば、それらはそれ自身の流通部面そのものの一定の範囲内で、再び他の象徴的貨幣、たとえば鉄および鉛によっておきかえられなければならないだろう。そして象徴的貨幣をこのように他の象徴的貨幣によって表わすことは、終りなき過程となるだろう。だから、発展した流通をもっているすべての国においては、貨幣流通そのものの必要から、銀徴票および銅徴票の鑄貨性質は、その金属分がどんな程度に失われても、これと無関係であるようになっていく。このような事の本質からして、これらの徴票が金貨の象徴であるのは、それが銀や銅からできた象徴であるからではなく、またそれらが価値をもっているからではなく、むしろなんらの価値をもたないからである、ということがあきらかである」(マルクス、同上書、131ページ)。

つまり、資本の循環に十分な貨幣の供給とは、本位貨幣の確定と、その他の鑄貨を本位貨幣の単なる徴票に位置づけて地金価値に無関係に本位貨幣の代表分量を表示する性格を付与すること、を条件としている。このような条件の整備がなされてはじめて、量的な面で制約のあった貴金属は十分な貨幣に転化できることになる。ところが、このような条件の整備がなされていない植民地において、十分な貨幣を供給するにはどうすればよいのか。この点がプランターの関心の最大のものであったし、本国資本が吸着するにあたってまず解決しなければならなかった困難な課題だったのである。全ての問題はこの1点に集約されるのであるが、この問題に接近するさいにとくに注意されねばならないにもかかわらず、次の局面がこれまでしばしば無視されてきたことが植民地の幣制史についての一面的理解を生んでしまったのであろう。イギリスの資本が世

界市場で展開する部面でその基軸におかれていたのは、単なる交易の部面ではなく、生産の組織化という部面であった、というまさにこの1点である。イギリス資本の射程外にある独立した経済圏との単なる交易の円滑化というだけのことならば、資本は決済用鑄貨の正確な地金価値の算定という作業さえしておればよかつたであろう。しかし、新植民地において生産を組織しようとするとき、必要なのは十分な貨幣の供給であり、それも外部からの攪乱をできるかぎり小さくして内部の生産事情に正確に照応するような貨幣の供給体制の整備だったのである。具体的には対外決済用の本位貨幣の確保と、植民地内部の取引に必要の小額貨幣の流通を実現させることであった。どうすれば、本位貨幣を確定し、確保することができるのか、どうすれば、日常取引に必要な小額貨幣を常時流通にとどめることができるのか、ということ、つまりは、各種鑄貨を本位貨幣と補助貨幣とに区分けし、補助貨幣の名目価値をどう維持するのかということに問題の所在があったのである。しかし、ヨーロッパから流入する銀を際限なく呑み込む退蔵貨幣の巨大なプール地であったインドのような地域と、退蔵貨幣はもとより、どのような形であれ、とにかく貨幣あるいはその材料自体が絶対的に欠乏していたいわゆる栽培植民地との間には、問題へのアプローチと克服過程において質的に大きな差異があった。前者にあっては土着金融機関との切断の困難性が、後者にあっては周辺の巨大経済圏の重複から離脱する困難性が、重苦しく宗主国資本の上のしかかっていたのである。われわれは後者の局面から接近しようとしているのであるが、いずれにせよ、輸出経済適合型の偏倚的金融構造といい、本国に直結させられた従属的金融構造といっても、本国資本の願望を体現するこの種の型の金融構造はそれほど簡単に実現されたわけではないことだけは強調されておくべきだろう。本位貨幣の確定自体が困難なうえに、たとえ本位貨幣が確定されても、このことと、植民地内部に必要な貨幣量の確保とは異なる次元の問題だからである。事実、金為替本位制の導入までの100年近くにわたる苦しい試行錯誤を本国は繰り返さざるをえなかつたのである。

「本国資本の海外への流出」と一般には簡単に表現されてはいるが、実際には全く未知の地に資本がおもむろに出向いて行くわけではない。資本が吸着する局面には、必ず本国からの棄民がその地にしがみついて営む貧しい生産活動が存在していた。彼らプランターによって開拓されたルートを通して、資本主義そのものの体现者であるイギリス資本は流入したのであるが、後から進出する本命の資本がまず解決せねばならなかったのは、土着経済へのストレートの支配ではなく、先兵隊であるプランターたちが200年かかって創りあげていた現地経済への吸着の論理に対する妥協の問題であった。貨幣の論理もこの面における例外ではない。

初期の植民地の貨幣面における特徴は、極端な鑄貨不足と本国の慣習から抜け切れぬ実体なき「名称貨幣」(denominational currency)の存在であると見なしうる。この事態の定着が本国による幣制の整理を困難にしていた。初期のプランターたちは、ウェイクフィールドが非難した生存維持農業の水準でしか経済活動を営めず、生活必需品はもっぱら本国からの輸入に頼っていた。もともと、スペイン・ドルの専一的支配圏にあったとはいえ、鑄貨の絶対量が不足していた（鑄貨を引き寄せるほどの経済活動の水準にないため）プランターたちは、たまたま入手した銀貨は対外決済用にまわさねばならず、国内の交換手段をその地の主要商品で代位させざるをえなかった⁵⁾。この絶望的な鑄貨飢餓状態はヴァージニア、メリーランド、ジャマイカで典型的であったが、この地とスペイン領アメリカとの交易ルートが開かれてくるにつれて、“pieces of eight”の流入を見るようになり、幾分かは緩和されるのであるが、ところがこのpieces of eightはイギリスのクラウン銀貨と形状が似ていたために次第に計数貨幣として5s.として通用するようになる（地金価値としては4s. 6d.であった）。初発の煙草からこのpieces of eightに至るまで本国のクラウン

5) Chalmersの紹介しているメリーランドでの証言（1708年）によれば、「煙草が肉であり、飲料であり、衣服であり、通貨である。……煙草はプランター相互間のみならず商人との取引きでも交換手段に使われている」（R. Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, 1893, p. 5より引用）、というありさまであった。

貨の植民地における流通はほとんどなかったにもかかわらず、たまたま入手しえた貨幣はスターリング単位で呼称され、したがって計数貨幣として実質価値から乖離した“denominational currency”として通用することになった。しかし、ひとたび鑄貨が計数貨幣に転化するや否や、完全重量の鑄貨 (heavy pieces of eight) は軽い鑄貨 (light pieces of eight) により駆逐されるし、貨幣の観念化に応じて、すなわちプランターの土着化と流通の速さに応じて、pieces of eight の内在的価値に大きな地域間格差が生じたのもやむをえぬことであった。この格差は次第に増幅され、最高と最低の間には25%もの開きがあったという (Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, 1893, p. 7)。それだけではない、貨幣の絶対的不足ということから来たのであろうが、もはやシリングとかペンスとかいう呼称は、イギリス本国のそれとの連関を失っていた。たとえば、1825年時点のパルパドスのシリングという名称は、本国のそれよりもその内容において50%も低い意味しかもっていなかった。現実にシリング銀貨が導入されてみると、1シリング銀貨=1s. 6d. と呼ばれるありさまだった。しかも、この内容自体に地域差がある、というように貨幣の統一と言っても極めてやっかいなものであったのである。このように、植民地の鑄貨はくり抜かれたり、削られたりしたうえに、オランダ、デンマーク、インドの鑄貨がこれに加わって尺度基準すら喪失した際限のない混乱の過程を歩んでいた。流通している鑄貨も‘anchor money’からはじまって、‘black dogs’... ‘venetians’,そして‘zequeens’に至るアルファベットに配列できるありさまであった (Shannon, *op. cit.*, p. 335, 参照)。しかも国内鑄貨量は貿易の動向に全面的に左右され、輸出が伸びないときには全く国内から貨幣は姿を消すという状況が恒常的に定着していたのである。

貨幣不足ということが植民地の貨幣を混乱させた最大要因であるが、この状態は19世紀に入っても継承されて行く。ただ、歴史の古い西インド諸島においては本位貨幣の金貨以外は、たとえばスペイン・ドルなどは、もはや内在価値に従って評価されずに、単なる計数貨幣に転化するという一応の本位貨一補助

貨の安定的構造が漸く生まれようとしていた。バルバドスでは、ドル価値にかかわらず doubloon 金貨は16枚のスペイン・ドルであった、という極めて重要な事態が定着していた。しかし、この安定も極めて狭い地域に限定されており、地域間の格差はますます広がっていた。広いテリトリーを活動舞台とする本国の大資本が進出するようになると、この格差はまことに資本にとり不都合な問題を常に発生させる源となる。各植民地間の交易の網が広げられるとともに、潜在的にしか意識されていなかった彼我の金銀比価の格差が次第に明らかになって、投機を内容とする比価の平準化運動が強くなるからである。したがって、この期、すなわち、19世紀初頭の植民地の統治者たちの最大の関心事は、貿易動向と金銀比価の影響を遮断して自己の統治地域に金属鑄貨をいかにとどめるかということにあったのである。ニュー・サウス・ウェールズの Maquarie 総督が東インド会社との取りきめに基いてスペイン・ドル4万ドルの積送を受けたとき、彼は鑄貨の中心をくり抜き、穴のあいた方を 'holey dollar' と呼んで 1s. 3d. にし、円形の方を 5s. の 'dump' とした、という事例はこの面における1つの典型であっただろう (Baster, *The Imperial Banks*, pp. 3-4, 参照)。この他に、相継ぐ商業戦争の帰結としての大量の不換紙幣の存在がその混乱に拍車をかけていた。旧オランダ植民地のイギリス領への編入とともに、これら植民地は不換紙幣 paper rix-dollars という攪乱要因をオランダから継承したことなどはその一例である。この紙幣はケープ植民地においては1806年の約4s. というスターリング価値から、1825年には1s. 6d. に減価していたし⁶⁾、セイロンでも rix-dollars の単位を付与されたオランダの不換紙幣 'kas nooten', や 'credit brieven' の存在が金属鑄貨を駆逐してしまっていて、イギリスの初代セイロン総督 Sir Frederik North の最初の仕事はこのオランダ紙幣を回収することにあつた⁷⁾。マルクスの言う「季節がくればバラも咲く」とい

6) A. S. J. Baster, *The Imperial Banks*, 1929, p. 6, 参照。Basterによれば、1820年代から30年代にかけて、イギリス本国は資本過剰の状態にあり、必然的に海外投資ブームがこの時代には現出したが、植民地の通貨不足に対処する目的で相継いで設立された帝国銀行(植民地銀行)もこの海外投資ブームの気運に乗じたものと説明されている (*ibid.*, p. 2)。

7) しかし、回収の手段として採用されたものは、政府国庫 (Government Treasury) で正貨と

う事態は、植民地の創設後 300 年経って (20世紀に入って) やっとそれらしきものが到来したのであるが、そのプロセスが困難であればあるほど、到来した完成形は資本の母国のそれとはかけ離れたものとなってしまうのである。

III 補助貨導入の試み

生産の発達が未成熟であることに起因する植民地の貨幣不足は第一に呼称のみの存在による各種外国鑄貨の換算率の混乱、第二に安定した計数貨幣が定着しない、という副産物を生み出した。西インド諸島のように計数貨幣化していたはずのドルですら、突如地金価値に戻って流出することを繰り返していたからである。本国による執拗な植民地の幣制改革の試みは、終局的には貨幣不足に苦しむ植民地のプランターの要請を受けて安定した貨幣をいかに豊富に供給するかということを経済目標としながらも、具体的にはこの呼称の内実にある格差の是正と、信頼するに足る計数貨幣、とくに補助貨の植民地における確立を当面の課題としなければならなかったことについてはもはや明らかであろう。しかし、執拗な努力にもかかわらず、この試みは極めて困難なものだった。たとえ銀地金を植民地に積送し、植民地の呼称に従った鑄貨を鑄造しても、新たに鑄造したごの鑄貨も比価の変動と周辺 of 巨大生産圏に吸収されて流出してしまうのが常だったからである。補助貨を字義通りの本位貨幣の徽章に仕立てあげつつ (すなわち、名目価値通りに本位貨幣への兌換を保証しつつ)、流通界にとどまらせること、ここにあらゆる努力が傾注されたのである。

この事態を例証するために、われわれは以下では主としてセイロンの通貨史を記述することにする。*the Treasury Minute of 1825*⁸⁾の末尾に、

↙兌換を保証されている British rix-dollar note による代位であった。その後本国政府はこの British rix-dollar note 自体の回収を指示することになる。H. A. Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon, an analysis of monetary experience, 1825-1957*, G. Bell and Sons LTD, 1962, p. 4, 参照。

8) *Treasury Minute*, dated 11th February 1824. およびそれに関する行政命令 Order in Council of 23rd March 1825. の全文は、Chalmers, *op. cit.*, pp. 417-25; James Pennington, ↘

サウス・ウェールズ、シエラ・レオーネ、モーリシャス、ケープと並んでセイロンの記述があり、とくにこのセイロンの記述にウェイトがおかれているために、データの検討が他地域に比して比較的容易であるという技術的な問題に加えて、この *Minute* の事実上の責任者であった Horton がその後セイロン総督として着任したこと、アジアにおける最初の本格的な植民地銀行である 'the Oriental Bank Corporation' と 'the Mercantile Bank of India, London and China' の活動と植民地政府による対応との角逐が極めて興味あるものになっていること、がセイロンに視点をすえる理由である。事実、セイロンは、各施策の実験場であり、その導入の起点であり続けたのである。

東インド会社がセイロンを領有した時点(1796年)の通貨はインド南岸の銅貨であった銅貨とオランダの遺産である大量の不換紙幣 (rix dollar の呼称) のみから成り立っていた (Chalmers, *op. cit.*, p. 351)。この銅貨はオランダの呼称に従い *stuiver* と呼ばれ、もともと $30 \text{ stuiver} = 1 \text{ Arcot rupee}$ (マドラスで流通していた銀貨) であったが(正確には、オランダは 12 fanams (銅貨) $= 1 \text{ rix dollar}$ (銀貨) $= 1 \text{ rupee}$ という固定比率を設定しており、セイロンの国内流通銅貨 *stuiver* と *fanam* との交換率を変動させていた) のである。B. R. Shenoy, *Ceylon Currency and Banking*, 1941, Chap. 1), 1799年には $1 \text{ rupee} = 48 \text{ stuiver}$ と下落していた。しかし、この *stuiver* はインド大陸南岸では完全な補助貨に転落したために、本位貨としてなお流通しているセイロンに大量に流入してきたことから、初代総督の North は前述のように、早急に *stuiver* と不換紙幣 *rix dollar* (*rix dollar* という銀貨はもはやなく、単なる想像通貨 *imaginary coin* になっていた) の整理に着手しなければならなかった。彼は1801年に総額 75,000 Rds. (*rix dollars*) の政府兌換紙幣 (金貨 *star pagoda* との兌換。これはインド大陸南岸の本位貨であった。1

Currency of the British Colonies, 1848, pp. 182-99, に収録されている。なお Pennington はこの1825年の措置を修正する1838年の改正案の起草者である。抄録は Shannon, "Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard," *IMF Staff Papers*, Vol. 1, No. 3, April 1951, pp. 351-4, にある。

pagoda= $3\frac{3}{4}$ Rds.)として、25, 50, 100 rix dollars の種類を発行することによって、オランダ紙幣の回収と、大量取引に伴う銅貨使用の不便さとの克服を図るとともに (*ibid.*, p. 352), 廢貨になりつつあった銅貨に代わる銀貨の鑄造をはじめた。すなわち、すでに本国から積送の約束をとりつけていたスペイン・ドルを rix dollar に改鑄したのである。そのさい、17ドル=50Rds. の比率で鑄造することにしたが、これは、当時のスペイン・ドルの市場価値 4s. 2d. で換算すれば 1 rix dollar = 1s. $4\frac{2}{3}$ d. (1l. スターリング=14.4 Rds.) の内在価値にすぎない rix dollar に、1 rix dollar = 2s. $1\frac{1}{2}$ d. (1l. = $9\frac{3}{8}$ Rds.) という過高評価した名目価値を付与するものであった。この名目価値は東インド会社宛手形の pagoda 兌換保証で維持されることになる。このように鑄貨に実質価値よりも高い名目価値を設定することは、金属鑄貨の不足に苦しむ植民地を救済する手段として旧くから採られてきたものであり、イギリスの全ての植民地を通じて一般化したものであって、それほど強引な政策ではなかったのであるが、しかし、スペイン・ドルのような事実上の本位貨幣を流通界にとどめるべく、たとえばソヴリン貨に対して過高評価すれば (先述の pieces of eight を 5s. に評価したような場合。これは呼称の便宜上から過高評価されたものである)、完全重量の鑄貨は逆に流通から姿を消して軽量鑄貨 (light coin) が流通に入り、削り取られた不完全な鑄貨 (clipped money) のみの支配する地域となる。そして、際限のない呼称の混乱が続くことになる。他方、この過高評価された鑄貨を本位貨幣とは区別された補助貨幣に転用しようとするれば、名目価値通りに本位貨幣と兌換される保証条件が完備しないかぎり、対政府取引にはこの鑄貨が、民間の日常取引にはその他の鑄貨が、使用されることになってしまい、政府は取引形態に応じて鑄貨の換算率を変えねばならない、という不便さと混乱とをひきおこす要因を自ら作り出すことになる。これに対しイギリス以外の地域からの入超という局面が加われば、貨幣は狭い流通局面しかもたぬこの補助貨を除いて払底してしまうというのが当時一般に見受けられる現象であった (イギリスへの支払いは、この補助貨でスターリング手形を買

えばよいので原理的には解決されるのであるが)⁹⁾。

この施策がひきおこした困難さはセイロンにおいても他の植民地が直面したものと全く同一であった。自らがひきおこした鑄貨の混乱と政府紙幣の不換化とがそれにあたる。カンディ王国 (the Kingdom of Kandy) との戦争により財政赤字となったセイロン政府は (1802年にイギリス本国の直轄地に編入)、政府手形の発行条件をこれまでの $1l. = 9\frac{3}{8}Rds.$ の固定から競売に切り換えざるをえなくなった (1805年) が、これは rix dollar の名目価値を維持する唯一の歯止めの放棄を意味し、rix dollar paper の事実上の不換化とあいまって、他の鑄貨は言うに及ばず、rix dollar 銀貨までもが流出することになり (*ibid.*, p. 353), 1812年には、セイロンの通貨は再び190万 Rds. の不換紙幣と10万 Rds. の銅貨のみが残されたのである (Bertolacci, *A view of the Agricultural, Commercial, and Financial Interests of Ceylon*, 1817, p. 104; H. A. Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, Bell & Sons, 1962, p. 5 より引用)。本国はセイロン総督の要請に応じて40万 Rds. 分の rix dollar 銀貨を Royal Mint で鑄造して、これをセイロンに積送したが、1Rds. = 1s. 9d. とこれまた過高評価したうえに、政府手形の発行条件を依然として

9) ヨーロッパ人の手になる生産の組織化によって、はじめて貨幣経済の発生をみたいわゆる栽培植民地は、主要商品輸出の動向に国内貨幣供給が大きく左右されるという特性を宿命づけられていた。たとえ植民地政府手形の発行による正貨流出の歯止めが設定されていたとしても、プランターたちはより有利な送金手段を求めて簡単に周辺の巨大経済組織地域に正貨を輸送するからである。このため、為替相場の騰落と貨幣流通の振幅はかなり大きなものとなる (S. N. Sen, *Central Banking in Underdeveloped Money Markets*, 1952, p. 50, 参照)。植民地の為替の問題をさらに複雑なものにした要因として、上記のことに他に、対イギリスとの貿易で得たスターリング手形を、周辺の国との赤字決済のためにルピーやメキシコ・ドルに転換しなければならなかった、という事情がある。したがって、正貨の流出を阻止するための植民地政府手形の発行は、スターリング手形のみでは充分ではなく、ルピー手形等の補充を常に必要としていたが、植民地政府の脆弱な財政基盤では十分に豊富な政府手形の発行態勢をとることは不可能であった (Gunasekera, *op. cit.*, pp. 22-3, 参照)。結局、輸出経済の規模が大きくなるにつれて、ますます植民地内部の貨幣の混乱が増すことになる。最終的には植民地の対外決済を統制する機関の設立を強行するだけの力量を本国がもてるようになってはじめて、植民地内部の貨幣流通は一応の安定を見ることになったのである。これが後のカレンシー・ボード・システムである。このシステムの必然性については、W. F. Crick, ed., *Commonwealth Banking System*, Clarendon Press, 1965, pp. 3-5, 参照。

変えず、さらに入超による為替下落が加わって(1801年の45 fanams=1 star pagoda が1812年には70 fanams に fanam 価値は下る)、銀貨はすぐさま流出し、今度は重い銅貨(the heaviest copper coins)までもが流通から姿を消してしまう(1808年に銅貨の悪鑄を断行したため)という極めて深刻な貨幣不足の増幅が生じただけであった(Chalmers, *op. cit.*, p. 354)。rix dollar を本位貨幣とするのか、補助貨幣とするのかの態度そのものが明確ではなかったことも流通界の動揺を大きくしたのである。

ここで注目すべきは、総督が1814年7月16日付覚書きで、この貨幣不足に対するためには、「本国で最近採用された補助鑄貨の発行という手段以外に適切な方策は考えられない」(Chalmers, *ibid.*, p. 354 より引用)という補助貨導入の必要性を明言したことである¹⁰⁾。この決定に従って、矢継早の諸施策がくり出される。この年、rix dollar を本位貨に、fanam 銀貨を rix dollar の補助貨にすることが決定され、内在価値は 16 fanams=1 Rd. であったものを 12 fanams=1Rd. として通用させる決定がなされた。fanam の下位の補助貨として20万 Rds. 分の銅貨も輸入された。本位貨幣の rix dollar も10万 Rds. 輸入されたが(これら銀、銅鑄貨は全て本国の Royal Mint で鑄造されたもの

10) 原理的には、金属貨幣流通下における本位貨幣とは地金価値通りに流通し、自由鑄造を前提にする無制限法貨であり、補助貨(token coin)とは地金価値に関係なく名目価値で流通し、本位貨幣の単なる徽章であるために、制限法貨である。こんなことはいまさら指摘するまでもないが、自由鑄造を認められていない植民地(技術的にはともかくも、鑄造利益を本国が保持したかったからであろう)で、本位貨幣と補助貨を確立してみたところで、権力が他の鑄貨の流通を強権的に禁止しないかぎり、区分の効果はそれほど上がらないのであり、為替相場の激変が存在するかぎり、退職貨幣をもたぬ小さな植民地では補助貨も地金価値に戻って決済用に流出してしまう。このために、植民地の幣制は強力な外的強制を必要とする。たとえば、1893年の自由鑄造禁止下のインドのルビー貨は、「特殊な種類の token coin」でありながら無制限法貨となり、1935年以降の香港においては、dollar currency note が無制限法貨となっているが、これらは完全にスターリング証券、スターリング手形の準備を強制され、これら証券の売買によって間接的に本国の本位貨と結びつけられていたものにすぎなかった。しかし、このような本位貨幣の流通を禁止することによってはじめて本国資本の意図する通貨の安定(流出の防止と価値の安定)が実現したことは、宗主国がこの時期になってやっと植民地の経済の根底をつかみえたことを意味している。ルビーの法貨性の規定については、H. L. Chablani, *Indian Currency and Exchange*, 1925, pp. 2-5, および、香港の紙幣本位については、F. H. H. King, *The Monetary System of Hong Kong*, 1963, pp. 3-10, 参照。

である), なお金属鑄貨の不足状態は解消されなかった。本国は1821年にさらに40万 rix dollars を積送する一方で、1820年と1822年にスペイン・ドルと純度を同一にし、比例的相応の重量をもつ $\frac{1}{4}$, $\frac{1}{8}$, $\frac{1}{16}$ ドルの 'anchor money'¹¹⁾ を鑄造してセイロンにおいても流通させようとしたのである (Chalmers, *ibid.*, p. 355)。これは明らかに現地経済への妥協である。rix dollar を本位貨としつつも、巨大な影響力をもつ標準スペイン・ドルに合わせて、小額取引に必要な補助貨に仕立てあげる意図から出たものであることは言うまでもない。しかし、現地の実情にあわせたはずの anchor money ですら、発行されるや否や溶解されてしまった (*ibid.*, p. 22)。すでに軽い鑄貨ないしは実質価値以上の名目価値で人為的に (政府の手で) 流通に投ぜられていた補助貨の存在が皮肉にも逆作用したからであったが、これに加えて周辺の中心的経済圏に対する恒常的な貿易の赤字という状況が、完全重量のドル補助貨を流通に入り込ませなかったのである。植民地に銀貨を供給しないというこれまでの方針を変更して、19世紀に入ってからは本国から植民地に対して、しかも植民地ですでに流通している鑄貨形態で、銀貨や銅貨を供給するという執拗な努力が上記のように払われたのであるが、しかし、これら鑄貨は植民地にとどまりえず、植民地の貨幣不足は依然解消されることなく、ただ不換紙幣と軽量の銅貨 (light copper coins) のみが植民地に余剰なく滞留しただけのことであった。全植民地を対

11) 植民地の貨幣事情のいま1つの特徴は、スペイン・ドルのような決済用貨幣と小額取引に滞留している銅貨との中間に位置する鑄貨が不足することである。日常取引にはこの中間の通貨の使用頻度もっとも高いため、植民地政府はこの鑄貨に過高評価を与えて流通にとどめようとした。たとえばモーリシャスでは1820年にはドルに28%の過高評価を政府が与えた。しかし、鑄貨のみでは交換手段の量として不足するので、Treasury notes を発行したが、政府の財政赤字からすぐに過剰発行につながる場合が多かった。このために、過高評価されたはずの鑄貨もその効果なく流出するのが常であった。流出を阻止するために政府はさらに鑄貨の過高評価に駆り立てられる。モーリシャスではドルに1822年には90%もの過高評価を与えてしまったのである。このような経緯の中で、本国政府はスペイン・ドルと純度を同じくする小額銀貨を鑄造し、実験的に表面に「イカリ」の刻印をつけたのだが、 $\frac{1}{4}$, $\frac{1}{8}$, $\frac{1}{16}$ ドルという呼称であったため、10進法に従うスペイン・ドル圏のモーリシャスでは不人気でそれほど流通しなかった。しかし、これがその後各地で鑄造されることになった 'anchor money' の起源である (Chalmers, *ibid.*, p. 362 参照)。

象とした幣制改革が施行されることになる1825年直前の貨幣状態とはこのようなものだったのである。

問題の理路を明確にするためにここで結論先取的に述べておけば、この状態は、植民地の貨幣価値の算定で克服できるものではない。極めて強く季節的に左右される通貨需要に弾力的に対処すると同時に、安定した信用を供与できる金融機関を設立することによってしか困難を克服できないのであるが、このことは流通の深化に伴う貨幣の安定を前提とするし、これはまた信用を供与できる総資本の力量に依存する、という循環的因果関係に立っている¹²⁾。それゆえに、さしあたっての貨幣不足解消の決め手は、植民地で呼称のみをバラバラに使っているシリング、ペンスの意味内容を本国のそれに合わせることで、そのためには現実に本国の鑄貨の現身を植民地の住民の前に提示することしかなかった。このシリング貨の直接的導入により、あわせて対外決済用の貨幣と国内流通用貨幣との区別、したがってまた、本位貨幣と補助貨幣との区別を設立する試みがまず何よりもなされねばならなかったのである。しかし、現実には呼称の統一の方が単なる補助貨の創出よりも困難であった。たとえばペルバドスでは、過去の 156l. は 100l. と見なすという総督布令が実行に移されたのはやっと1848年だったのである (Chalmers, *op. cit.*, p. 57)。本位貨幣については、たとえばセイロンにおいては rix dollar 銀貨に決められて、政府手形の発行を通じて対外決済用の star pagoda との価値保証が与えられるとともに、rix dollar の補助貨 fanam, stuiver 等が鑄造され、しかも補助貨はその性格上、実質価値を上廻る名目価値での流通が意図されていたように、そのプリミティブな表現であるが比較的容易に実行に移されている。政府が名目価値で補助貨

12) 植民地の貨幣不足と混乱に対処するには、地方的銀行の設立のみでは全くと言って効果がなかった。「この困難性を克服することを、地方的資源の一部しか動員できぬ自然発生の銀行組織でもってすることの展望は開かれなかった。資源全体を支配できる巨大な銀行組織のみが植民地の通貨に安定した秩序をもたらさうし、無秩序のさなかにあっても継続的な利潤を保証しようと期待されていた。それゆえにロンドンにおいて植民地銀行の資本を募集することがめざされていたのである」(Baxter, *op. cit.*, p. 6)。しかし、この銀行組織が軌道にのるには19世紀半ばまで待たねばならなかった。

を受入れるかぎり、この補助貨は、私的取引きにもいずれは名目価値通りに使用されるはずであった。しかし、呼称の統一が実現するには、現地経済の妥協によるのみではまず不可能であった。本国経済に直結させる客観的基盤の成熟をこれは待たねばならなかったのである。とは言え、さしあたっての糸口を見出す試みとしては、以上の理路から判断するかぎり、植民地に補助貨を導入して、本位貨—補助貨の一貫したシステムを確立させようとする本国および植民地政府の意図は完全に合理的なものであった点は強調されておくべきだろう。その意味では、A. P. Andrew, (“The End of the Mexican Dollar,” *the Quarterly Journal of Economics*, May, 1904, pp. 337-8), Chalmers (*op. cit.*, pp. 31-2), Shannon (*op. cit.*, p. 338) 等の代表的研究者たちが、1825年の改革でイギリス本国における補助貨のシリング銀貨を植民地に流通させようとしたこと自体が誤りである、と指摘している点は、通説の見解ではあるが、不正確であると言わねばなるまい。通説はシリングによるスペイン・ドルの正確な換算の失敗に1825年の改革の挫折を見るのであるが、そもそも“denominational currency”の名残りから、なお同一—鑄貨の換算率における地域格差が厳然と存在しているもとの正確な換算とは何なのかという点を論者たちはもっと重視すべきだったのである

（この稿未完）